

平成30年度岐阜県都市計画区域マスタープラン策定調査業務委託 業務仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書は、「平成30年度岐阜県都市計画区域マスタープラン策定調査業務委託」について適用する。本仕様書に特記なき事項については、設計業務委託共通仕様書（岐阜県）（以下「共通仕様書」という。）の「第1編共通編」に準ずるものとする。

(目的)

第2条 都市計画法第6条の2に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）については、県内全ての区域（27区域）で平成22年度から平成23年度にかけて都市計画決定している。現行の都市計画区域マスタープランは目標年次が2020年となっていることから、2020年度までに新たな目標年次を設定したマスタープランに改定する必要がある。

岐阜県においては、都市計画法第15条の2の規定に基づき、都市計画区域を構成する市町より都市計画区域マスタープランの素案となるべき事項（以下、「市町素案」という。）を申し出ていただくこととしており、この市町素案を基に県としての都市計画区域マスタープラン素案を作成し、各種調整・法定協議等を経て都市計画決定する予定である。

本業務は、2020年度までに都市計画区域マスタープランを都市計画決定することを目標に、これまでに実施されている都市計画基礎調査の解析、市町素案等から各都市計画区域の課題と解決方策等を検討し県原案の策定等を目的とする。

(通則)

第3条 受託者（以下「乙」という。）は、業務の着手にあたり、委託者（以下「甲」という。）と詳細にわたる協議を行い、承認を受けた後、作業を進めるものとする。また、乙は作業途中においても甲と常時打ち合わせを行い、疑義が生じた場合は甲の指示を受けものとする。この打ち合わせを行った場合、乙はその都度打ち合わせ記録簿を作成し、甲との確認を行うものとする。

第2章 業務の内容

(調査対象期間)

第4条 本業務において策定する都市計画区域マスタープランは、概ね20年後の2040年の都市の姿を展望しつつ、目標年次は2030年とする。なお、中間の2025年を中間見直しの年次とする。

(調査対象区域)

第5条 本業務の調査対象都市計画区域は、以下の4区域11市町とする。

岐阜都市計画区域：岐阜市、瑞穂市、岐南町、笠松町、北方町

大垣都市計画区域：大垣市、垂井町、神戸町、安八町

羽島都市計画区域：羽島市

各務原都市計画区域：各務原市

(業務内容)

第6条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 都市計画基礎調査データの分析

- ・平成29年度までに行われた11市町の都市計画基礎調査のデータにより、下記の項目について分析する。

分析方法については、都市計画基礎調査データ分析例（平成25年7月、国土交通省都市局都市計画課都市計画調査室）を参照すること。

【都市計画基礎調査データ分析項目】

①人口

A0101 人口・世帯数の推移

A0102 人口密度の推移

A0103 年齢階級別人口の推移

A0104 人口の増減要因

A0105 D I D地区の状況

A0106 昼夜間人口の状況

A0107 通勤・通学の状況

②産業

A0201 産業分類別の就業者数の推移

A0202 事業所数の推移

A0203 製造業の状況

A0204 小売業の状況

A0205 買い物の利便性

③土地利用

A0301 土地利用状況の推移

A0302 住宅の敷地規模の状況

A0303 宅地開発の状況

④建物

A0401 建物利用現況及び変化

A0402 市街地の安全性

A0403 建蔽・容積等の状況

A0404 市街化調整区域における建物連担状況

A0405	大規模小売店舗の立地動向
A0406	更新が見込まれる地区
⑤	都市施設
A0501	都市施設のカバー率（面積、人口）
⑥	交通
A0601	公共交通の状況
A0602	主要施設へのアクセシビリティ指標
⑦	地価
A0701	地価の推移
⑧	自然的環境等
A0801	緑被率の推移
⑨	公害及び災害
A0901	避難ビル候補建物の抽出

・その他に市町策定の解析報告書がある場合は、別に都市計画区域ごとにまとめる。

(2) 都市計画基礎調査データの解析

上記(1)の都市計画基礎調査データ分析結果を解析し、項目ごとに各都市計画区域における課題を抽出する。

(3) 「市町の既存計画」「市町マスタープラン」「市町素案（各都市計画区域ごと）」について、下記の項目で分類して比較表を作成し整合性を確認する。

①	都市計画の現況
②	都市計画の目標
④	人口と産業（商業・工業）の規模
⑤	土地利用に関する都市計画の決定の方針
⑥	都市施設の整備に関する都市計画の決定の方針
⑦	市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針
⑧	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(4) 市町の素案について主要な都市計画（地域地区、地区計画、都市施設等）について、下記の段階ごとに整理する。

なお、整理にあたっては、甲において関係各機関との調整・協議を随時行うが、この調整・協議による県素案の修正にかかる修正作業等をその都度行う。

①	都市計画区域マスタープランの見直しと同時に実施する計画
②	中間見直しまでに実施する計画
③	次回の見直しまでに実施する計画
④	次回の見直し以降の計画

⑤時期が未定のもの

(5) 将来の人口及び産業（商業・工業）の予測と、別途調査した将来の人口及び産業（商業・工業）の予測と、上記（4）の段階別の都市計画との整合性を確認する。

(6) 総括図の作成

- ・素案に基づき都市計画区域マスタープラン（案）の内容を具体的に示すための総括図を作成する。図はA3版を基本とする。
- ・総括図は、下記のとおり、都市計画の段階別の図面及びその統合した図面とする。

- ①都市計画区域マスタープランの見直しと同時に実施する計画
- ②中間見直しまでに実施する計画
- ③次回の見直しまでに実施する計画
- ④次回の見直し以降の計画
- ⑤時期が未定のもの
- ⑥上記①～⑤までを統合して同一図面で表現

(7) 県素案のとりまとめ及び調整・修正

- ・（1）～（6）における調整を行いながら市町素案を修正し、県素案を作成する。
- ・県の素案にあたっては、甲において関係各機関との調整・協議を随時行うが、この調整・協議による県素案の修正にかかる提案及び修正作業をその都度行う。

(8) 各種協議資料の作成

各市町、県関係機関、国関係機関等との協議を行うため、調査対象都市計画区域の都市計画区域マスタープラン（案）にかかる付属資料を整理し、とりまとめる。

(9) 区域区分に関する都市計画の関係資料の作成

区域区分を行う都市計画区域において、区域区分に関する都市計画の素案が各都市計画区域の市町より提出されるが、これを基に国関係機関との協議資料の修正作業を行う。

(成果品)

第7条 本業務の成果品は以下のとおりとし、乙はその内容について十分な精査を行い、期限内までに甲に提出するものとする。

- | | |
|---------|----|
| ①各種協議資料 | 1式 |
| ②報告書 | 1部 |
| ③総括図 | 1式 |

第3章 その他

(履行期限)

第8条 本業務の履行期限は、平成31年3月20日とする。

(資料の貸与)

第9条 乙が必要とする資料については、甲の承諾を受けて借りることができる。ただし、乙は、甲の承諾なくして、貸与した資料を他への公表もしくは貸与してはならない。

(秘密厳守)

第10条 乙は、業務上知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。